

令和 7 年度県有施設の照明 L E D 化業務（発注区分③（甲賀・彦根））仕様書

1 業務目的

県有施設の既存照明器具を LED 照明に取換える。

2 対象施設

対象施設一覧表（別紙 1）のとおり

3 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 13 日まで

設置工事は、施設運営に支障がないよう配慮することとし、原則として土・日・祝日、長期休業期間の 8 時 3 0 分から 1 7 時 0 0 分を実施することとするが、施設運営に支障のない範囲で上記日時以外の実施も可とする。なお、工事を行う場合は、各施設管理者と日程や内容の調整を行うこととする。

4 履行内容

（1）LED 照明器具の内容

- ア 照明器具、照明部材および光源（LED）は、未使用品であること。
- イ LED 照明器具は、別紙 2「LED 化対象箇所一覧」に記載の基準品と同等以上の性能を満たす機種とする。原則、形状（直付、埋込など）やサイズ等は既設照明器具の形状に応じたものとする。なお、基準品の後継機種は基準品とみなす。
- ウ 既設照明器具に非常灯機能がある場合は、交換後の LED 照明器具も同等の機能を付加することとする。
- エ 極力、製品仕様の統一を図ることとする。
- オ 施設への来訪者・職員等の視野に光源が直接入ることがないように、まぶしさに配慮することとする。
- カ 事務所衛生基準規則第 10 条第 1 項に規定する室の作業面の照度が適用される照明については、同項に規定する照度に適合させること。
- キ 教育関連施設については、学校環境衛生管理マニュアル（文部科学省）に規定する照明の基準に適合させること。
- ク LED の光源により不快感（グレア、フリッカー等）を与えないものとする。

（2）設置箇所

対象照明は別紙 2「LED 化対象箇所一覧」に示された照明とし、その設置箇所は別紙 3「配置図」を参照すること。

（3）設置作業

LED 照明器具の設置にあたっては、原則として、既設の照明器具を撤去し、LED 照明器具を灯具ごと交換、設置することとし、既設の照明器具と同様の方法で取り付けることとする。

(4) 既存照明器具の撤去および処分

取り外した照明器具、蛍光管、安定器およびソケットなどは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令に従い、適切に撤去および処分し、処分終了後には産業廃棄物管理票の写しを滋賀県に提出することとする。

ただし、蛍光管のうち直管タイプ 32W Hf 蛍光灯で使用可能なものについては、発注者に納品すること。

なお、対象照明における安定器の PCB（ポリ塩化ビフェニル）含有の確認結果については、別紙 1「対象施設一覧表」のとおりであり、作業中に PCB が含有している可能性のある器具を発見した場合は、ただちに発注者に報告し、その後の対応については、発注者の指示に従うこと。

(5) 初期不良等の施設に責任のない不具合については、メーカー保証期間（最低 1 年）に発生した場合、交換、設置まで適切に対応すること。

(6) 必要に応じて有資格者による石綿事前調査を実施するとともに、適切な措置を講ずること。

5 施工条件

(1) 契約締結後、速やかに施工計画書（施工体系図（施工事業者の資格がわかるものを含む）、設置器具の一覧（設置箇所、メーカー、型番、定格光束、消費効率、光源色）、工程表、メーカー作業手順書、等）を 2 部、契約書第 17 条の 3 に規定する再委託を行う場合はその申請書を提出し確認を受けることとする。

なお、別紙 2 に記載の基準品で示した器具は発注者が調査し選定したものである。受注者においても現地確認を行い、既設器具に適合することを確認したうえで器具の発注を行うこと。

(2) 既設照明器具の撤去後、天井に設置跡（穴等）がある場合は補修することとする。

(3) スイッチ類および配線は、原則として、既存のものを利用することとする。

(4) 接地（アース）が必要な器具の場合は、関係法令に従い、適切に行うこととする。

(5) 施工にあたっては、メーカー作業手順書に従い、適切に行うこと。

その他、現在適用中の国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」、「公共建築改修標準仕様書」、「公共建築工事標準図」によることとする。

(6) 施工事業者は、電気工事業法に基づき登録されている事業者とし、電気工事士の資格を有する者が施工することとする。

(7) 作業時間および日程は、発注者および各施設管理者と事前に協議の上、決定することとする。また、周辺住宅等に十分配慮することとする。

- (8) 工事用水および工事用電力は、現場事務所の設置や大型の機械設備の利用など、継続的あるいは比較的大量に水および電力を使用する場合は、有償により使用できることとする。取付工具等の一時使用や手洗い等に伴う水および電力の使用については、無償とするが、いずれの場合も、作業内容等とともに水および電力の使用について事前に各施設管理者に了承を得ることとする。
- (9) 作業員用のトイレは、箇所等について各施設管理者の了承の上、利用できることとする。
- (10) 次の現地試験を行うこととする。
- ア 点灯確認（施工前）、点灯試験（施工後）
 - イ 照度測定（施工前、施工後）：事務所衛生基準規則第10条第1項または学校環境衛生管理マニュアルに規定する室の作業面の照度が適用される照明については、同規則またはマニュアルの照度検査方法により測定することとする。
 - ウ 絶縁抵抗測定（施工前、施工後）：分電盤の分岐回路ごとに施工前後の絶縁を測定し、施工によって絶縁劣化がないことを確認することとする。
 - エ 電流値測定（施工前、施工後）：照明電灯盤の電流値を測定することとする。
- (11) 竣工後、速やかに完了届、完成図、設置器具の一覧（設置箇所、メーカー、型番、定格光束、消費効率、光源色）、照明器具の出荷証明、施工前・施工時・施工後の確認困難な箇所等を撮影した施工写真、現地試験結果、取扱説明書および保証書の写し等をまとめ、紙媒体で各2部および電子データにて提出することとする。
- (12) 施工にあたり、関係法令を遵守すること。

6 その他

- (1) LED照明器具の設置に伴う、配線、器具の設置・保守、施設への取扱説明、打合せ時記録作成、所轄官公庁などへの届出等、LED照明器具設置に関連するすべての経費が契約金額に含まれることとする。
- (2) 地域経済の活性化や発展等に資することを踏まえ、受注者は、契約書第17条の3に規定する再委託を行う場合は、県内に本店を有する者を優先的に工事発注（再委託）先等に選定するように検討すること。
- (3) 入札（現場）説明会は実施しないこととする。
- ただし、現場視認は可能とするが、その場合は、土曜日、日曜日および祝日を除く9時から16時30分までの間で発注者に事前連絡のうえ、各施設と日時等を調整すること。なお、各施設への連絡先は事前連絡時に発注者から伝えるものとする。
- (4) 契約締結後、各施設管理者への説明会に同席し、施工完了までのスケジュールや各施設における注意点、依頼事項等について説明を行うと共に、施工完了まで各施設管理者との連絡を密にすること。
- (5) 契約締結後、入札金額の内訳書を県に提出すること。
- (6) 業務を実施する中で、本仕様書に記載する事項について変更が必要であると判断した場合は、変更が必要な施設名、変更内容、変更に係る見積金額、変更理由を記

載した書面を発注者へ提出の上、別紙4「業務変更指示書」による指示を受けること。なお、契約書第12条に規定する契約内容の変更については、業務変更指示書に記載の内容に基づき、全施設の仕様が確定した時点で一括して実施することとする。

- (7) その他、本業務の遂行上必要と認められるものでこの仕様書に定めのない事項が生じた場合は、受注者は滋賀県と協議し、その指示に従うこととする。 以上